

『定期報告』が必要な特定建築物等の名称・所在地及び報告状況

令和7年3月末現在

建築物名称	所在地	定期報告（年）						用途種別
		R2年 2020年	R3年 2021年	R4年 2022年	R5年 2023年	R6年 2024年	R7年 2025年	
(北部建設事務所管轄)								
三次市民ホール	三次市三次町		報告済			報告済		劇場等

【定期報告時期のお知らせ】

建築物の所有者（管理者）等の皆さまへ **あなたの建物は定期報告が必要ではありませんか？**

- 報告年の確認をお願いします。（建築物の定期報告時期は、3年ごとです。）
- 今年が報告年の場合は、年末までに必ず『定期報告』を提出してください。

【定期報告概要書の閲覧のお知らせ】

建築物の利用者等の皆さまへ

- 報告済の特定建築物については、建設地を所管する県建設事務所建築課において、どなたでも定期報告概要書の閲覧ができます。定期報告概要書では調査及び検査の状況などが確認できます。

西部建設事務所建築課

(竹原市、大竹市、江田島市、安芸郡、山県郡、豊田郡)

東部建設事務所建築課

(府中市、世羅郡、神石郡)

北部建設事務所建築課

(三次市、庄原市、安芸高田市)

※令和6年4月1日から安芸高田市内の特定建築物等の定期報告の所管が、西部建設事務所から北部建設事務所に変わります。